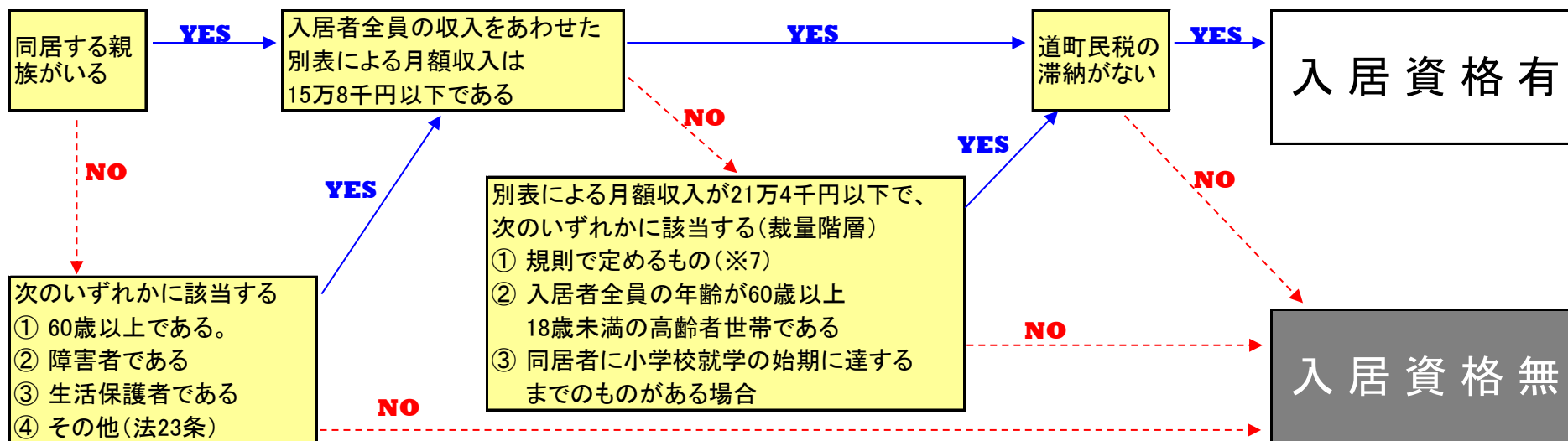


# 公営住宅入居申請に係る資格可否判定

はい **YES** →  
 いいえ **NO** →



※1 道町民税を滞納している場合でも、税務室で計画的に納めることを約束しているときは税務室と協議の上、資格要件を満たしたものとする。

※2 道町民税のほかに使用料等の未納があった場合も、入居資格無しとする。

※3 親族とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族のほかに、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係の事情にある者や婚約者も含める。

※4 障害者とは、身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者手帳に記載されている障害の程度が1級～4級までの者をいう。

※5 法とは、公営住宅法のことをいう。

※6 令とは、公営住宅法施行令のことをいう。

※7 規則で定めるものは、①障害者(精神障害は1級又は2級に該当するものに限る)②戦傷病者③原子爆弾被害者④海外引揚者(引揚後5年以内)

⑤ハンセン病療養所入所者のことをいう。

別表  
公営住宅入居資格判定用月額収入早見表

収入基準	項目	扶養親族 0人	扶養親族 1人	扶養親族 2人	扶養親族 3人	扶養親族 4人	扶養親族 5人
月額収入 15万8千円以下 (一般階層)	給与総収入上限額 A	2,965,000 円	3,508,000 円	3,995,000 円	4,470,000 円	4,945,000 円	5,420,000 円
	上記の所得金額 B	1,995,500 円	2,375,600 円	2,756,000 円	3,136,000 円	3,516,000 円	3,896,000 円
	月額収入 (B-控除)/12	157,958 円	157,967 円	158,000 円	158,000 円	158,000 円	158,000 円
	平均月額 A/12	247,083 円	292,333 円	332,917 円	372,500 円	412,083 円	451,667 円
月額収入 21万4千円以下 (裁量階層)	給与総収入上限額 A	3,885,000 円	4,360,000 円	4,835,000 円	5,310,000 円	5,785,000 円	
	上記の所得金額 B	2,668,000 円	3,048,000 円	3,428,000 円	3,808,000 円	4,188,000 円	
	月額収入 (B-控除)/12	214,000 円	214,000 円	214,000 円	214,000 円	214,000 円	
	平均月額 A/12	323,750 円	363,333 円	402,916 円	442,500 円	482,083 円	

※ 本表は老人、寡婦、障害等の事情を考慮していないため、基準を上回る場合でも本人の申請を基に再計算する必要があるため、注意すること。

控除金額一覧表

控除対象	控除金額	定義
所得控除	100,000 円	給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者。
同居者	380,000 円	本人以外で、いっしょに公営住宅に入居しようとする者。
別居扶養親族	380,000 円	公営住宅に入居しないが、所得税法上の扶養親族である者。
老人扶養	100,000 円	同居者及び別居扶養親族のうち、年齢が70歳以上の者。
特定扶養親族	250,000 円	同居者及び別居扶養親族のうち、年齢が16歳以上23歳未満の者。
特別障害者	400,000 円	障害者のうち、精神又は心身に重度の障害がある者。(1級～2級)
普通障害者	270,000 円	精神又は身体に障害がある者で、政令に定めるもの。
寡婦	270,000 円	夫と離婚した後、婚姻をせず、扶養親族がいる者。夫と死別した後婚姻していない者。
ひとり親	350,000 円	現に婚姻していないこと又は配偶者の生死の明らかでない一定の者、その者と生計を一にする子がいる者。 ※この場合の子は、その年分の総所得金額が48万円以下であり他の人の同一生計者配偶者や扶養親族になっていない人に限られる。

※ 所得控除、寡婦又は寡夫、ひとり親に該当する場合で、その者の所得金額が控除金額以下である場合は、当該所得金額を控除する。